

山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募要領

1 目的

山形県郷土館「文翔館」に設置する喫茶室を活用し、来館者の利便性の向上等のため、飲食物及びサービス等の提供（いわゆる「喫茶業」）や本県の魅力の発信を行う事業者（以下、「出店事業者」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定める。

2 事業の概要

出店事業者は、文翔館2階に設置する喫茶室において、来館者に対し、飲食物及びサービス等の提供や本県の魅力の発信を行う。

なお、出店事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び山形県公有財産規則（昭和49年山形県規則第25号）第35条第1項の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行い、使用許可を受け出店することとする。詳細については、「山形県郷土館「文翔館」喫茶室出店仕様書」による。

3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目の全ての要件を満たす者とする。ただし、複数の者が共同して応募する場合は、①、⑤及び⑦については応募者のうち少なくとも1者が満たすこと。

- ① 山形県内に主たる事業所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく営業許可を受けて、1年以上引き続き業として飲食店営業を行っていること。
- ⑥ 参加資格確認日（参加申込書、企画提案書の提出期限の日）から結果通知日までの期間中のいずれの日においても山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置及び山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと。
- ⑦ 過去3年間、食品衛生法に係る行政処分を受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生及び再生手続きをしていないこと。

⑪ 出店事業者の役員等が、県民の信用を失墜する行為を行っていないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

4 日程（予定）

- | | |
|---------------------|---------------|
| （1）参加募集及び質問受付開始 | 令和5年11月17日（金） |
| （2）質問受付期限 | 令和5年12月1日（金） |
| （3）参加申込書提出期限 | 令和5年12月1日（金） |
| （4）企画提案書提出期限 | 令和5年12月12日（火） |
| （5）企画審査会（プレゼンテーション） | 令和5年12月下旬 |
| （6）最優秀提案者の結果通知 | 令和5年12月下旬 |

5 提案を求める事項

- （1）運営に係る基本方針
- （2）運営体制
 - ① 組織体制
 - ② 職員体制
 - ③ 店舗名、営業日・営業時間
- （3）収支計画
- （4）提供するサービスの内容
 - ① メニューの一例
 - ② 安全・衛生管理の方法
 - ③ 情報発信の方法
 - ④ その他来館者に山形県の多様な魅力を発信することのできる独自提案

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）： 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号）： 10部

添付書類は以下のものとし、複写したものでも可とする。

区分	添付書類	摘要
共通	消費税の滞納がないことを証する書類（納付すべき税額がない場合も必須）	本店所在地を管轄する税務署発行のもので、発行後3か月以内のもの。山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要
	山形県内に主たる事業所を有していることを証する書類	公にされている会社概要パンフレット等
法人	登記事項証明書	法務局発行のもので、発行後3か月以内のもの
	財務諸表（法人）	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）
	山形県税の納税証明書「県税の滞納がない証明書」（納付すべき税額がない場合も必須）	山形県の各総合支庁税務担当課発行のもので、発行後3か月以内のもの。山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要
個人	身分証明書（個人のみ）	市町村発行のもので、発行後3か月以内のもの
	登記されていないことの証明書（個人のみ）	成年後見人、被保佐人等に登記されていないことの証明書。各地方税務局（山形県内では山形地方税務局戸籍課）発行のもので、発行後3か月以内のもの
	財務諸表（個人）	申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1年分）又はこれに準じる書類（所得税の確定申告書や所得税青色申告決算書の写し等）
	個人県民税の納税証明書「個人住民税の滞納がない証明書」（納付すべき税額がない場合も必須）	各市町村税務担当課発行のもので、発行後3か月以内のもの。山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出不要

※ 共同して提案を行う場合においては、共同する全ての事業者に関する書類（企画提案書（企画提案様式）を除く。）についても1部ずつ添付すること。

- ③ 企画提案書（様式第3号）及び企画提案書（企画提案様式）： 10部

「企画提案書記載要領」に基づき作成すること。A4判縦の横書き（片面印刷）とし、左上1箇所をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。

(2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、②事業者概要書（様式第2号）

令和5年12月1日（金）午後5時

- ② 企画提案書（様式第3号）及び企画提案書（企画提案様式）

令和5年12月12日（火）午後5時

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。(1) ①「参加申込書(様式第1号)」に限り、電子メールによる提出も可能とする。

持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)に提出先に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

7 質問及び回答

(1) 企画提案の作成に係る質問等は、別紙「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募質問書(様式第4号)」により行うものとする。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募に関する質問」として、「11 担当部局」あてに送付すること。

(3) 質問書の受付期間は、令和5年12月1日(金)午後5時までとする。

(4) 質問書への回答は、参加申込書提出事業者全てに随時電子メールにて行うものとし、電話・口頭による個別対応は行わない。なお、確認に時間を要する質問についてはやむを得ず回答が遅れる場合がある。

ただし、事業者の独自企画に関わることについては、当該質問者のみに回答する。

8 審査方法及び評価基準等

(1) 審査方法

審査は、県が設置する「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者選定審査会」(以下「審査会」という。)において、企画提案者からのプレゼンテーションを経て企画提案書の審査を行う。

(2) 評価基準

別表「山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募 評価基準」による。

(3) 選定の方法

応募資格を確認のうえ、上記評価基準による採点・審査の結果、審査員の各評価点の合算が最高点の者(以下「最優秀提案者」という。)を選定する。また必要に応じ次点者を選定する。最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により最優秀提案者及び次点者を選定する。

審査員の各評価点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない応募者は選定の対象としない。

(4) 企画提案者が1者のみ又はない場合の取扱い

企画提案者が1者のみの場合も同様の審査を行い、審査員の評価結果により、提案の内容について十分に事業の目的が達成できるものと判断したときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

企画提案書の提出がない場合には、プロポーザルの実施を中止する。

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、企画提案者全員に書面で通知する。

(6) その他

- ① 審査結果に基づき、最優秀提案者と行政財産使用に向けた手続を行う。
- ② 最優秀提案者から行政財産の使用申請がない場合、若しくは最優秀提案者の提出した書類に虚偽のあることが後日判明した場合、又は著しく社会的信用を損なう行為等により、最優秀提案者が出店事業者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合は、最優秀提案者と手続を行わず、次点者と手続を行うことがある。

9 審査会の開催について

(1) 審査会の開催は、山形市内の会議室で令和5年12月下旬に行う。

(2) 審査会の開催については企画提案者あて別途通知する。

(3) プレゼンテーションの実施方法

- ① プレゼンテーションは提出書類により行い、資料の追加は認めない。
- ② 企画提案者が多数となった場合は、書類審査による第一次選考を実施する場合がある。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1事業者30分（説明15分以内、質疑等15分以内）の予定であるが、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

10 その他

(1) 提案は、1応募者につき1提案とする。

(2) 参加申込書及び企画提案書等の作成及び提出に要する経費、並びに審査会（プレゼンテーション）の出席に係る経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。また、審査に必要な範囲で企画提案書を複写する場合がある。

(4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。

(5) 企画提案に当たり知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。

(7) 喫茶室の出店について、山形県の都合により内容を変更又は中止する場合がある。

(8) 応募又は企画提案を検討するに当たり、喫茶室の内部を確認したいときは、あらかじめ「11 担当部局」と協議し、立ち入りを許可された日時に担当者立会いの上確認を行うこと。

11 担当部局

山形県観光文化スポーツ部文化スポーツ振興課 文化振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁9階）

電 話：023-630-2903 F A X：023-624-9908

メール：ybunspo#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分で「@」に変えた上で送信すること。

山形県郷土館「文翔館」喫茶室活用事業者公募 評価基準

審査項目	審査の視点	
営業方針 (コンセプト)等 (20点)	(1)	事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
	(2)	営業方針(コンセプト)は、施設の特性、雰囲気等に合致しているか。
事業計画の適切性 ・確実性 (30点)	(1)	組織体制(運営体制、人員配置)は、不測の事態への対応を含め適切か。
	(2)	店舗の活用方法(店舗の名称、営業日、営業時間の設定、喫茶室内スペースの活用方法)は、妥当か。
	(3)	価格設定を含むメニューの提案は、来館者にとって魅力があるか。
	(4)	食材等の調達、調理方法は、具体性があり、無理なく妥当か。
	(5)	使用するスペースの衛生管理、設備等の安全・保守管理、文化財である施設への配慮は適切か。
企画の独創性 ・工夫 (10点)	(1)	施設の特性を活かした提案(館内会議室へのケータリングサービスの有無、建物の雰囲気を生かしたサービスなど)はあるか。
	(2)	県産品の積極的な活用など、本県の魅力を発信する提案となっているか。
過去の実績等 (20点)	(1)	飲食店等の経営実績とその成果はどうか。
	(2)	過去における、類似の業務の受託実績とその成果はどうか。
収支計画 (20点)	(1)	事業に必要な経費が明確に示されており、事業の遂行に支障のない妥当な収支計画であるか。
	(2)	事業者の経営基盤は安定しているか。
合計100点		